

管理コード	提案事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010000	次世代型バスの実証実験における一般公道への給電装置の設置についての特例措置	道路交通法第44条、第46条	乗合自動車の停留所から10メートル以内の部分では、当該路線バスが乗客の乗降のために停車し、又は運行時間を調整するために駐車する場合を除き、当該乗合自動車の運行時間において、車両の停車及び駐車が禁止されている部分であっても、道路標識等により停車又は駐車をすることができるとされているときは、車両は、停車し、又は駐車することができる。	一般公道への非接触給電装置の設置を可能とするもの	非接触給電方式の電動バスに関する研究開発において、一般公道への給電装置の設置が必要な試作品の実証実験に向け、当該装置を道路法第2条第2項に規定する道路附属物に位置づけることを求めるもので、これにより、当該装置の設置、維持管理を道路管理者が行なうことが可能とするものです。また、道路交通法上、乗合自動車がその属する運行系統に係る停留所で給電するために停車することが道路交通法第44条により規制されていることから、この規制の除外を求めるものです。	D		乗合自動車の停留所から10メートル以内の部分であっても、当該乗合自動車は、乗客の乗降のために停車し、又は運行時間を調整するために駐車することが可能であるので、その停車又は駐車の際に給電を受けることは可能である。 また、都道府県公安委員会が交通の安全と円滑を図る必要があると認め道路標識等を設置すれば、当該乗合自動車に給電のために停車又は駐車を可能とすることができる。			D					D			1056000	仙台市	宮城県	警察庁 国土交通省	
010000	第二種原動機付自転車に（電動四輪）規格を追加し、実証実験特区を設定する	道路交通法第57条第1項、52条、道路交通法施行令第22条、道路交通法施行規則第7条の13	・ 定格出力が0.60キロワットを超える原動機を有する普通自動車の乗車人員は自動車検査証等に記載された乗車定員を超えないものとなっている。 ・ 車両等の運転者は整備不良車両を運転してはならない。	第二種原動機付自転車に（電動四輪）を普通自動車の乗車人員は自動車検査証等に記載された乗車定員を超えないものとし、輸送機器産業の集積地である浜松市および周辺地域を実証実験特区とする。	現状の問題 地球温暖化防止・化石燃料削減対策、環境改善対策上各種車両の電動化が急務 現行法規（道路運送車両法・道路交通法）による第一種原動機付自転車（四輪・通称ミニカー）で許される「モーターの定格出力0.6Kw以下、乗車定員1名」の規定が実生活に最も身近な移動手段であるミニカーの実用性改善・普及促進上大きな障壁となっている。 実用上の課題 丘陵地・山間部での移動手段として出力不足 送迎・送迎・観光等実生活上2名乗車が必要 現行法の緩和（例） 第二種原動機付自転車に「電動四輪」を追加規定し 追加し、モーター定格出力を5kwに、乗車定員を2名とし、輸送機器産業の集積地（参考：第一種原動機付自転車には「四輪」規定がありモーター定格出力0.6Kw、乗車定員1名） 指定特区と理由 浜松市を中心とした静岡県西部に特区を設定し実証実験を行う。該地域は輸送用機器関連産業の集積地であるが中核企業の生産拠点が国内・海外転移等で産業の空洞化が進行中、該地域に蓄積された中小企業者の技術を活かせる新産業創出（地域活性化・雇用対策） 排気ガス削減による地球温暖化防止効果 化石燃料の削減、低炭素への有効活用 地球温暖化防止効果 地球温暖化防止効果	E	御提案の車両が公道走行すること自体については、道路運送車両法及びこれに基づく命令に適合するものあれば、道路交通法上支障はない。	提案主体から国土交通省に対して意見が提出されている。再検討要請に係る国土交通省の回答を踏まえ、貴庁にも検討を求める可能性があることを申し添える。			E						E			1071000	NPO法人HSVP(正式名称・特定非営利活動法人浜松Smallest Vehicle System Project)	静岡県	警察庁 国土交通省
010100	道路占有および道路使用の許可制度の柔軟な運用等	道路交通法第77条第1項及び第2項	一定のイベント等のために道路を使用する者は、所轄警察署長の許可を受けなければならない。	道路の占有および使用について、各地域の実態を反映させるとともに、当該地域の特色を最大限生かすことができるよう許可基準についてさらにより弾力的かつ柔軟に運用できるように措置することを求める。併せて、申請者の負担の軽減、イベント等の企画から実施までの期間の短縮等のため、許可手続の簡素化を求める。	オープンカフェ、イベント利用等に係る道路占有および使用許可については柔軟な運用図られている。活用および使用主体について地公体の関与が求められていること、多数の業者が見込まれる場合の駐車場の確保が許可の条件とされている等、民間の創意工夫、自由な発想による、真に当該地域にとって社会経済的加価値のある利用の創出が図られていること、民間事業者を行うのは多くの場合民間事業者であること、地公体が関与せず民間事業者の主体的な発案による場合についても、道路の占有および使用の柔軟な運用を図るべきである。また、本提案にあるように、賑わいの創出という効果が期待できる公共交通が確保され、自動車を使用しなくても当該公共交通により来場が可能な場合については駐車確保等の条件を適用しないこととすべきである。これにより、LRTの沿線において民間事業者の収益事業実施機会が増加すれば、まちの魅力が向上し、大きな賑わいの創出、地域の活性化につなげることができると考えられる。	D	民間事業者等が賑わいに資することを目的として行う道路の使用については、平成17年3月17日付け「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」（通達）を发出することにより、道路使用許可に關し、当該行為の目的、地域性、道路利用者の合意形成の状況等を総合的に勘案して一層弾力的な運用を図ることとし、地域の合意に基づき、賑わいの創出に資する多様な経済活動を行うことも可能とする措置を講じたことであり、警察としては、道路管理者と連携して、引き続き、一層弾力的な運用を図ることとしている。 また、道路使用許可申請手続については、平成17年3月17日付けで「道路使用許可申請手続の簡素合理化について」（通達）を发出して、手続の一層の簡素合理化を図っているところである。	イベント（オープンカフェの設置を含む。）、映画ロケーション等の実施に際して、地方公共団体が関与しなくても道路使用が許可される場合の具体的な例を二例挙げたい。	民間事業者等が賑わいに資することを目的として行う道路の使用に対する許可については、当該行為の目的、地域性、道路利用者の合意形成の状況、地方公共団体の関与の有無及び程度等も総合的に勘案した上で個別具体的に判断されるべきものであり、地方公共団体の関与がない場合であっても、当該道路又は交通の状況に照らし、当該行為が交通の妨害となるおそれがない場合や公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められる場合については、道路の使用が許可されることとなる。							D	「地公体の関与がない場合であっても、当該道路又は交通の状況に照らし、当該行為が交通の妨害となるおそれがない場合や公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められる場合」に該当するための具体的な基準及び条件について指示された。	新交通システム導入促進プロジェクト	1080000	(株)三井物産 戦略研究所	東京都	警察庁 国土交通省	